

第9回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和2年9月4日(金)
開会 午後3時00分
閉会 午後3時20分

2. 場 所 大会議室

3. 出 席 13名

4. 欠 席 1名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	8	前田 勉	○
2	池田 良一	○	9	山口 光壽	○
3	鶴田 裕幸	○	10	湊上 幸雄	○
4	吉村 幸夫	○	11	松永 久美子	○
5	梅村 幸臣	○	12	相良 安夫	欠
6	力武 正光	○	13	堤 正樹	○
7	西山 哲	○	14	副島 敏和	○

議事録署名者 4番 吉村 幸夫

13番 堤 正樹

5. 事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	野中 信守	農地係長	岩野 江利子
書記	犬塚 貴博		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第38号	農地法第5条の申請について	4件
議案第39号	農地法第4条の申請について	2件
議案第40号	農地法第3条の申請について	4件
議案第41号	農用地利用集積計画 〔農業経営基盤強化促進事業〕について 利用権設定 通年 農地中間管理事業	6件 1件

8. 報告事項

報告第12号	農地法第4条第1項第8号の規定による 許可不要に係る届出について	1件
報告第13号	農地等の形質変更届出について	1件
報告第14号	非農地証明願いについて	1件
報告第15号	農地法第5条許可申請書の取下げについて	1件

9. 連絡事項

なし

議長	<p>みなさん、こんにちは。 感染拡大防止のため、できる限り時間を短縮して行いたいと思いますので、ご協力よろしくお願いします。</p>																				
議長	<p>それでは、ただいまより第9回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者は相良委員です。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は4番 吉村幸夫委員、13番 堤正樹委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、4つです。</p> <table border="0" data-bbox="411 819 1343 1144"> <tr> <td>議案第38号 農地法第5条の申請について</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>議案第39号 農地法第4条の申請について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第40号 農地法第3条の申請について</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>議案第41号 農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業] について</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 利用権設定 通年</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td> 農地中間管理事業</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、4つです。</p> <table border="0" data-bbox="411 1249 1343 1525"> <tr> <td>報告第12号 農地法第4条第1項第8号の規定による 許可不要に係る届出について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告第13号 農地等の形質変更届出について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告第14号 非農地証明願いについて</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告第15号 農地法第5条許可申請書の取下げについて</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p>	議案第38号 農地法第5条の申請について	4件	議案第39号 農地法第4条の申請について	2件	議案第40号 農地法第3条の申請について	4件	議案第41号 農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業] について		利用権設定 通年	6件	農地中間管理事業	1件	報告第12号 農地法第4条第1項第8号の規定による 許可不要に係る届出について	1件	報告第13号 農地等の形質変更届出について	1件	報告第14号 非農地証明願いについて	1件	報告第15号 農地法第5条許可申請書の取下げについて	1件
議案第38号 農地法第5条の申請について	4件																				
議案第39号 農地法第4条の申請について	2件																				
議案第40号 農地法第3条の申請について	4件																				
議案第41号 農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業] について																					
利用権設定 通年	6件																				
農地中間管理事業	1件																				
報告第12号 農地法第4条第1項第8号の規定による 許可不要に係る届出について	1件																				
報告第13号 農地等の形質変更届出について	1件																				
報告第14号 非農地証明願いについて	1件																				
報告第15号 農地法第5条許可申請書の取下げについて	1件																				
議長	<p>それでは、議事に入ります。 議案第38号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>																				
事務局	<p>議案第38号 農地法第5条の申請4件について御説明します。 議案の1ページ、38番になります。 図面は、1ページから6ページになります。</p>																				

事務局	<p>申請地は、〇〇〇地区です。 譲受人が、一般住宅建設のための申請です。</p> <p>農地区分は、第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、39番になります。 図面は、7ページから10ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇地区です。 譲受人が、太陽光発電施設設置のための申請です。</p> <p>農地区分は、第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、40番になります。 図面は、11ページから20ページになります。</p>
事務局	<p>申請地は、〇〇〇地区です。 譲受人が、〇〇〇地区公民館を建築するための申請です。 農地区分は、第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、41番になります。 図面は、21ページから25ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇地区です。 譲受人が、車庫を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は、第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第38号 農地法第5条の申請については以上4件です。</p>
議長	<p>それでは、38番について担当委員が欠席のため、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>一般住宅を建設するための転用です。市道に接続するためこのような区画になっています。</p> <p>雨水下水の排水につきましては、敷地内をとおり市道側溝及び公共下水道へ接続する計画になっています。隣接する農業者の同意また、地域の区長、生産組合長の承諾もとれており、担当農業委員の確認印もありました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>38番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、39番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>太陽光パネルの設置のための転用です。</p> <p>既存水路への排水を計画されています。</p> <p>区長、生産組合長の承諾印もありました。周辺農地の営農への影響はないと思います。</p> <p>ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>39番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、40番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>地区の公民館を新築するというところで、地権者に相談したところ了承を得られたとのことで、区長さんが説明にみえました。</p> <p>周りはほとんど住宅地になっているところです</p> <p>排水については、道路側溝及び公共下水道に接続されます。</p> <p>区長さん、生産組合長さんの承諾印もあり、周辺の営農に影響はないと思います。</p> <p>ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>40番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、41番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>駐車場が不足するというところで、自宅の前に車庫をつくるとのことで、申請者が来られました。</p>

○番委員	<p>周辺農地所有者の同意も得られており、区長、生産組合長の承諾もありました。</p> <p>水道施設は設置されません。雨水は既設の側溝へ排水されます。申請人から説明を受け、現地を確認したところ周辺営農への影響はないと判断しておりますので、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>41番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>＜なし＞</p> <p>特に無いようですので、農地法第5条の申請4件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第39号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第39号 農地法第4条の申請2件について御説明します。議案の3ページ、8番になります。図面は、26ページ28ページになります。</p> <p>申請地は、○○○地区と○○○地区です。申請人が、植林するための申請です。</p> <p>農地区分が混在しております。甲731番2と甲731番1は、農地区分が第3種農地。許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>甲674番1、甲674番2、甲807番1、甲746番は、農地区分が第2種農地。許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。なお、申請者の父親がすでに植林していたとして、始末書が添付されております。</p> <p>続きまして、議案の4ページ、9番になります。図面は、29ページから32ページになります。</p> <p>申請地は、○○○地区です。申請人が、植林するための申請です。</p>

事務局	<p>農地区分は、第2種農地。</p> <p>許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>なお、一部すでに植林しているとして始末書が添付されております。</p> <p>議案第39号、農地法第4条の申請については以上2件です。</p>
議長	<p>それでは農地法第4条申請 8番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>もともとは、ミカン畑だったと聞いております。</p> <p>現地に行ってみますと、既に植林され30年以上が経過しているような状態でした。</p> <p>区長、生産組合長の印鑑もありました。</p> <p>ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>8番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、9番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>申請者が高齢であり、後継者もいないため、植林して管理したいとのことで説明がありました。周りはほとんどが原野化しているような状態です。</p> <p>区長、生産組合長の印鑑もありました。周辺営農への影響はないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>9番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第39号農地法第4条の申請2件について承認を戴きましたので、県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第40号 農地法第3条の申請4件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第40号 農地法第3条の申請4件について御説明します。</p> <p>議案は5ページ、6ページ、28番から31番になります。</p>

事務局	<p>申請事由や経営状況等を掲げております。全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第40号 農地法第3条の申請については以上4件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、議案の5・6ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、お願いします。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第40号 農地法第3条の申請4件については許可とします。</p> <p>続きまして、議案第41号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第41号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年6件について、御説明します。</p> <p>議案の7ページ、8ページに明細書を掲げておりますのでそちらをご覧ください。</p> <p>今回は借受人が6名、貸付人が6名で、面積は田が17,852㎡、畑が5,350㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を9ページから13ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年については以上6件です。</p>
議長	<p>議案第41号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年6件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第41号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年6件については申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第41号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強</p>

議長	化促進事業]農地中間管理事業について事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>議案第41号 農用地利用集積計画[農地中間管理事業(集積計画一括方式)]1件について御説明いたします。</p> <p>議案は14ページになります。 農用地利用集積計画書を15ページに掲げております。</p> <p>貸付人から公社、公社から借受人への利用権設定となっております。 面積は田が2,562㎡、貸付人1名、借受人1名となっております。期間は10年です。</p> <p>議案第41号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業(集積計画一括方式)については以上1件です。</p>
議長	<p>議案第41号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業について御意見、ご質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第41号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業1件については申し出のとおり決定します。</p> <p>議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第12号 農地法第4条第1項第8号の規定による許可不要に係る届出について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第12号 農地法第4条第1項第8号の規定による許可不要に係る届出について御説明します。</p> <p>議案は16ページ1番になります。</p> <p>図面は、33ページから36ページになります。</p> <p>申請地は、○○○地区です。</p> <p>申請人が農業用倉庫を建設するための届出になります。</p> <p>転用目的が農業用施設、自己所有農地で転用面積が2a未満であり、自己所有地であるため、農地法第4条の転用許可は不要となります。すでに、建築されております。</p>

事務局	報告第12号 農地法第4条第1項第8号の規定による許可不要に係る届出については以上です。
議長	それでは農地法第4条第1項第8号の規定による許可不要に係る届出1番について担当委員から説明をお願いします。
○番委員	宅地の横に、200㎡以下の農業用倉庫が建っています。建築業者と一緒に現地を確認し、区長さん、生産組合長さんの同意もありましたので、問題ないと判断しております。
議長	農地法第4条第1項第8号の規定による許可不要に係る届出について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、続きまして、報告第13号 農地等の形質変更届出について、事務局から報告をお願いします。
事務局	報告第13号 農地等の形質変更届出について御説明します。議案の17ページ、2番になります。図面は、37ページから41ページになります。 申請地は、○○○地区です。切土をして、耕作しやすくするためということで、届出がっております。 報告第13号 農地等の形質変更届出については以上1件です。
議長	それでは農地等の形質変更届出 2番について担当委員から説明をお願いします。
○番委員	畑が少しあって、まわりは山です。傾斜になっているので、今回、計画のとおり整備して管理しやすくすることでした。区長、生産組合長の印鑑もあり、私も問題ないと判断しました。
議長	農地等の形質変更届出について、御意見、御質問はございませんか。 <なし>

議長	無いようですので、続きまして、報告第14号 非農地証明願について、事務局から報告をお願いします。
事務局	<p>報告第14号 非農地証明願について御説明します。 議案の18ページ、1番になります。 図面は、42ページ、43ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇地区です。 昭和51年頃、申請人の両親によって、隣接地の乙1703番1にある自宅を、乙1705番2の農地に及ぶ形で増築されたものです。</p> <p>登記地目は畑、現況地目は宅地となっています。職員で現地確認を行い、住宅が建っていることを確認し、建物の登記簿により、20年以上経過していることも確認できました。</p> <p>報告第14号 非農地証明願については以上1件です。</p>
議長	非農地証明願について、御意見、御質問はございませんか。
〇番委員	<p>転用して20年以上経っていれば、転用はいらぬのか？ それで、非農地証明を出してよければ、20年以上だまっておけばいいということですね。</p>
事務局	<p>まずは、転用申請を出していただくことが大前提となります。</p> <p>ただし、例外として、内規を定めて非農地証明を行う場合があります。 農振農用地以外の土地で、非農地化後20年以上経過しており、地籍調査が済んでいない、または、地籍調査後20年以上経過している地域については、非農地証明ができるとしています。 非農地化後20年以上経過していることを客観的に証明できる資料の提出をお願いしています。</p> <p>今回、提出された資料で確認したところ、建物の登記がされたのは昭和51年で建てられてから45年ほど経過しています。 地籍調査は昭和63年にされており、調査から32年が経過していることが確認できました。</p>

事務局	<p>また、この土地は地籍調査後に錯語の理由で2回筆界が変更されていきました。それによって地番はそのままで、地目が畑から宅地になって、その後また畑に変わっていました。</p> <p>以上のことから、非農地証明を行いました。</p>
○番委員	いや、20年経ったら、非農地証明でいいのかなと思って
事務局	<p>今回のケースは、途中で地目が変わっていることもあり、無断転用とも言い難いところもありまして、また、提出された書類で必要事項が確認できましたので、非農地証明をしています。</p> <p>あくまでも、違反転用であれば転用申請をするように指導する必要があります。</p>
○番委員	わかりました。
議長	<p>他にありませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、続きまして、報告第15号 農地法第5条許可申請書の取下げについて、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第15号 農地法第5条許可申請書の取下げについて御説明します。</p> <p>議案の19ページ、1番になります。</p> <p>図面は、44ページから46ページになります。</p> <p>申請地は、○○○地区です。</p> <p>当申請については、今年の6月の農業委員会で承認され、許可相当として、県へ進達したものになります。</p> <p>今回、譲受人の都合により農地法第5条許可申請を取下げられるものです。</p> <p>報告第15号 農地法第5条許可申請書の取下げについては以上1件です。</p>

議長	報告第15号 農地法第5条許可申請書の取下げについて、御意見、ご質問はございましたらお願いします。
○番委員	現地は、駐車場として使われているのではないですか？畑ですか？
事務局	耕作はされていません。
○番委員	そしたら、取り下げた後、駐車場として使用するのではないですか？
事務局	それは、できません。取り下げ後は、耕作されるか保全管理されるかになります。 今回、取り下げ理由は、申請者である不動産業者が駐車場として転用するのは許可が見込めないとのことであって、取り下げされました。 この農地を駐車場として使用するためには、隣接する宅地を購入した人が、駐車場として利用するために必要となった場合は転用が見込めるようになります。
議長	そのほか、ございませんか。 <なし> 特に無いようですので、これで報告事項を終了します。 これで、第9回の農業委員会会議を閉会します。
	<<<議事終了>>>